

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第11次地方分権一括法）の概要

内閣府地方分権改革推進室

令和3年5月19日成立
令和3年5月26日公布

資料1

第11次地方分権一括法

「提案募集方式（※地方の発意に根差した取組を推進するため、平成26年から導入）」に基づく地方からの提案について、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和2年12月18日閣議決定）を踏まえ、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法律の整備を行う。

改正内容

【9法律を一括改正】

地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（8改正事項(9法律)）

- ・ 地縁による団体について、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、認可を可能に（地方自治法）
- ・ 転出届及び印鑑登録の廃止申請の受付等の事務について、郵便局において取り扱わせることを可能に（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律）
- ・ 小規模多機能型居宅介護の利用定員に関する基準について、「従うべき基準」から「標準」に見直し（介護保険法）
- ・ 沿岸漁業改善資金について、転貸融資方式の導入及び漁業信用基金協会による債務保証を可能に（沿岸漁業改善資金助成法、中小漁業融資保証法）
- ・ 一級建築士の免許申請等に係る都道府県経由事務の廃止（建築士法）
- ・ 宅地建物取引業の免許申請等に係る都道府県経由事務の廃止（宅地建物取引業法）
- ・ 不動産鑑定業の登録申請等に係る都道府県経由事務等の廃止（不動産の鑑定評価に関する法律）
- ・ 積立式宅地建物販売業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止（積立式宅地建物販売業法）

施行期日

(1) 直ちに施行できるもの → 公布の日

(2) (1)により難しい場合 → (1)以外の個別に定める日